

# 医療法人の透明性の確保及びガバナンスの強化に ついて

## ◎ 「規制改革実施計画」 （平成26年6月24日 閣議決定）

### Ⅱ 分野別措置事項

#### 1 健康・医療分野

##### (2) 個別措置事項

##### ⑧ 医療機関の経営基盤の強化

###### ○ 事項名

医療法人の経営の透明化・適正化

###### ○ 規制改革の内容

医療法人が、法令等を厳格に遵守し、健全かつ適切な業務運営を行うために以下の点について検討を行う。

- ・ 社会的に影響が大きい一定規模以上の医療法人について、外部監査を義務づけること
- ・ 一般社団法人及び一般財団法人と同様に、医療法人の理事長及び理事について、忠実義務、損害賠償責任等を課し、責任範囲等を明確化すること
- ・ メディカルサービス法人と医療法人との関係の適正化など医療法人が法令遵守体制を構築するための方策

###### ○ 実施時期

平成26年度検討・結論

## ◎「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案に対する附帯決議」（平成26年6月17日 参議院厚生労働委員会）

政府は、公助、共助、自助が最も適切に組み合わせられるよう留意しつつ、社会保障制度改革を行うとともに、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

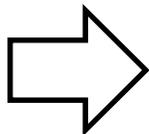
### 二、医療法の一部改正について

#### 1 医療提供体制等について

オ 国民皆保険の下で行う医療事業の経営の透明性を高めるため、一定の医療法人の計算書類の公告を義務化することについて検討すること。

## 主な論点

- 一定規模以上の医療法人について外部監査を義務づけることについて、どのように考えるか。
- 医療法人の理事長及び理事について、忠実義務、損害賠償責任等を課し、責任範囲等を明確化することについて、どのように考えるか。
- メディカルサービス法人と医療法人との関係の適正化など医療法人が法令遵守体制を構築するための方策について、どのように考えるか。
- 医療法人の会計基準の適用について、どのように考えるか。
- 一定の医療法人の計算書類の公告を義務化することについて、どのように考えるか。



## ○ 各法人制度における外部監査（財務）の状況について

	医療法人	社会医療法人	社会福祉法人	一般社団法人・ 一般財団法人	公益社団法人・ 公益財団法人	学校法人	株式会社
根拠	通知	法律	通知	法律	法律	法律	法律
対象規模	病院又は介護老人保健施設等を開設する医療法人の場合 ⇒外部監査が行われることが望ましい。 ※特に負債額100億円以上の法人は、公認会計士又は監査法人による監査あるいは指導を受けることが望ましい。	社会医療法人債を発行する場合 ⇒財産目録、貸借対照表及び損益計算書を公認会計士又は監査法人に提出し、監査報告書の届出が必要。	資産額100億円以上又は負債額50億円以上又は収支決算額10億円以上の法人 ⇒2年に1回の外部監査が望ましい。 その他の法人 ⇒5年に1回の外部監査が望ましい。	負債額200億円以上 ⇒会計監査人の設置が必要	収益、費用損失1000億円以上若しくは負債額50億円以上 ⇒会計監査人の設置が必要	1,000万円以上の助成を受けている場合 ⇒公認会計士又は監査法人の監査報告書が必要。	資本金5億円以上又は負債額200億円以上 ⇒会計監査人の設置が必要
実施者の要件	・公認会計士 ・監査法人	・公認会計士 ・監査法人	・公認会計士 ・監査法人 ・税理士 ・会計の知識を有する者 ・社会福祉事業の学識経験者	・公認会計士 ・監査法人	・公認会計士 ・監査法人	・公認会計士 ・監査法人	・公認会計士 ・監査法人
対象範囲	規定なし	・財産目録 ・貸借対照表 ・損益計算書	財産状況等 ( ・財務諸表(財産目録、貸借対照表、資金収支計算書、事業活動計算書) ・会計管理体制 ・法人の組織運営、事業等 )	・計算書類(貸借対照表、損益計算書) ・その附属明細書 ・財産目録 ・キャッシュフロー計算書	・計算書類(貸借対照表、損益計算書) ・その附属明細書 ・財産目録 ・キャッシュフロー計算書	・貸借対照表 ・収支計算書 ・その他の財務計算に関する書類	・計算書類(貸借対照表、損益計算書) ・附属明細書 ・臨時計算書類 ・連結計算書類

## ○ 一般社団法人・一般財団法人における理事の忠実義務等について

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)

(忠実義務)

第83条 理事は、法令及び定款並びに社員総会の決議を遵守し、一般社団法人のため忠実にその職務を行わなければならない。

(競業及び利益相反取引の制限)

第84条 理事は、次に掲げる場合には、社員総会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- 一 理事が自己又は第三者のために一般社団法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき。
- 二 理事が自己又は第三者のために一般社団法人と取引をしようとするとき。
- 三 一般社団法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において一般社団法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

2 民法(明治29年法律第89号)第108条の規定は、前項の承認を受けた同項第2号の取引については、適用しない。

(理事の報告義務)

第85条 理事は、一般社団法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を社員(監事設置一般社団法人にあつては、監事)に報告しなければならない。

(役員等の一般社団法人に対する損害賠償責任)

第111条 理事、監事又は会計監査人(以下この款及び第301条第2項第11号において「役員等」という。)は、その任務を怠ったときは、一般社団法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

2 理事が第84条第1項の規定に違反して同項第1号の取引をしたときは、当該取引によって理事又は第三者が得た利益の額は、前項の損害の額と推定する。

3 第84条第1項第2号又は第3号の取引によって一般社団法人に損害が生じたときは、次に掲げる理事は、その任務を怠ったものと推定する。

- 一 第84条第1項の理事
- 二 一般社団法人が当該取引をすることを決定した理事
- 三 当該取引に関する理事会の承認の決議に賛成した理事

※ 一般財団法人の理事については、第197条・第198条において、上記規定を準用している。

○ 各法人制度における関連当事者との取引について

形式	医療法人		社会福祉法人	公益法人	学校法人		株式会社
	財務諸表注記	社会医療法人 事業報告			財務諸表注記	財務諸表注記	
関連当事者の範囲	<p>&lt;法人&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係法人(当該医療法人の役員等が他の法人の意思決定機関の過半数を構成する場合の他の法人など)</li> <li>・当該医療法人と同一の関係法人を持つ法人</li> <li>・役員及びその近親者が支配している法人</li> </ul>	<p>&lt;法人&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療法人の関係者等(当該医療法人の理事、監事、社員、評議員又はそれらの配偶者及び親族)が社員等となっている他の法人</li> </ul>	<p>&lt;法人&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>役員及びその近親者が議決権の過半数を有している法人</li> </ul>	<p>&lt;法人&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公益法人を支配する法人</li> <li>・公益法人によって支配される法人</li> <li>・公益法人と同一の支配法人を持つ法人</li> <li>・役員及びその近親者が議決権の過半数を有している法人</li> </ul>	<p>&lt;法人&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係法人(一定の人的関係、資金関係等を有する法人)</li> <li>・当該学校法人と同一の関係法人を持つ法人</li> <li>・役員及びその近親者が支配している法人</li> </ul>	<p>&lt;法人&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・親会社</li> <li>・子会社</li> <li>・親会社の子会社 等</li> </ul>	
	<p>&lt;個人&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>役員及びその近親者</li> </ul>	<p>&lt;個人&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>—</li> </ul>	<p>&lt;個人&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>役員及びその近親者</li> </ul>	<p>&lt;個人&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・役員又は評議員及びそれらの近親者</li> </ul>	<p>&lt;個人&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・役員及びその近親者</li> </ul>	<p>&lt;個人&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主要株主及び近親者</li> <li>・役員及びその近親者</li> </ul>	
対象取引の範囲	<p>&lt;法人の場合&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業費用の合計額の10%超の取引 等</li> </ul>	取引状況(例えば、病院の清掃を請け負う等)を記載	年間1,000万円超の取引	<p>&lt;法人の場合&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>経常費用の合計額の10%超の取引 等</li> </ul>	<p>&lt;法人の場合&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>収入の1/100に相当する金額を超える取引 等</li> </ul>	取引状況を記載	取引状況を記載(市場価格等の場合は省略可)
	<p>&lt;個人の場合&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>年間1,000万円超の取引</li> </ul>			<p>&lt;個人の場合&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>年間100万円超の取引</li> </ul>	<p>&lt;個人の場合&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>年間100万円超の取引</li> </ul>		

○ 各法人制度における会計基準の適用について

	医療法人会計基準	社会医療法人債を発行する社会医療法人の会計基準	社会福祉法人会計基準	公益法人会計基準	学校法人会計基準	会社会計規則
規定レベル	通知(任意)	省令	通知(原則適用) → 法令へ検討中	内閣府定め(任意)	省令	省令

## ○ 医療法人の会計基準について

### 医療法人会計基準に関する検討報告書のポイント(平成26年2月26日・四病院団体協議会)

#### 1. 報告書会計基準の位置づけ

- 医療法第50条の2に規定される医療法人が準拠すべき「一般に公正妥当と認められる会計の慣行」を具体化するものの一つとして取りまとめたもの
- 決算書に関する表示基準はあるが、具体的な処理基準がないという問題の解決を図ることを意図している
- 現行の閲覧対象となっている様式を定めた省令・通知は、会計基準制定後も引き続き実質的に同じ内容で存続することを前提として整理したもの
- 一人医師医療法人についてまで適用することを前提としたものではない

#### 2. 報告書会計基準の基本的な考え方

- 計算書類の構成については、医療法の規定が、その要旨ではなく事業報告書等そのものを閲覧対象としていることとの整合性を図るため、一般閲覧対象とすることを前提とはしないが決算において整備すべき情報内容は、「注記表」として整理している
- 民間非営利法人である医療法人が株式会社等の企業とは種類の異なる法人であることから、近年、投資情報重視型に改定されている企業会計の手法は、他の民間非営利法人の会計基準でも取り入れられている範囲に限定している
- 医療法人のすべての会計制度について網羅的に規定したものではなく、医療法人全体の計算書類に係る部分のみを対象としたもの

#### 3. 報告書の構成

- 「はじめに」で、医療法人会計の現状と、本報告の検討の経緯と基本的な考え方を解説
- 「医療法人会計基準」を前文、本文、注解の構成で明文化
- 「個別論点と実務上の対応」で、医療法人における会計の特徴的な処理や、論点となり得る項目について解説
- 「現行の省令、通知への影響」で、企業会計の用語となっている部分を中心とした改正の必要性を要請
- 「病院会計準則適用ガイドライン」で、当該通知に準じて本基準案と病院会計準則との調整方法を解説
- 「本報告書を前提とした計算書類のイメージ」で、会計基準が処理基準で表示基準が別にあることで全体像が見えにくい点を補完するために仮設金額を入れた計算書類の具体的な姿を提示

#### 4. 報告書会計基準の主な処理基準の概要

- 純資産に係る会計処理方法につき、配当が禁止されている法人類型であることを重視して、出資金(持分の定めのある社団医療法人限定)、基金(基金制度を採用する社団医療法限定)、積立金、評価換算差額等の構成とする
- 収益及び費用の分類方法は、省令で示されている分類の考え方を踏襲し、資金調達及び資金運用に係る費用収益以外の施設等に帰属が明確な付随的な費用収益については、事業損益に計上する
- 注記表の内容は、貸借対照表及び損益計算書の作成の前提となる事項(重要な会計方針に係る事項等)及び補足する事項(貸借対照表及び損益計算書の明細に係る情報並びに関連当事者に関する事項、重要な後発事象に関する事項等)とする。
- 省令により、社会医療法人債発行法人に追加的に作成が義務付けられている決算関係書類のうち、キャッシュ・フロー計算書、純資産変動計算書、附属明細書(有価証券明細書、有形固定資産等明細書、借入金等明細書、引当金明細書、事業費用明細書)の表記する情報については、注記表の項目としている
- 注記表の内容のうち、キャッシュ・フロー項目と関連当事者項目は、社会医療法人に限定する
- ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行うが、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、一契約におけるリース料総額が300万円未満の取引のほか、リース取引開始日が本会計基準適用前又は一定の法人の場合は、賃貸借処理を行うことができる
- 退職給付会計は採用するが、会計基準適用に伴う新たな会計処理の採用に関する経過的取り扱いとして適用時差異の15年内分割費用処理を許容するほか、一定の法人については簡便法を無条件に適用することとする
- 退職給付会計の無条件簡便法適用、ファイナンス・リース取引の賃貸借処理、貸倒引当金の税法基準の適用といった簡易な会計処理が許容される一定の法人の範囲は、社会医療法人以外の負債総額200億円未満の法人とする
- 有価証券を保有する場合には、原則として時価により貸借対照表に計上する方法を採用
- 棚卸資産の評価方法は、期間損益に著しい弊害がない限り最終仕入原価法の採用ができる
- 固定資産の減損会計及び資産除去債務に関する企業会計の基準は取り入れないが、時価の著しい下落に伴う評価減の際に使用価値を考慮することができることとする
- 重要性がある場合に限り、税効果会計を適用する

# ○ 各法人制度における財務諸表の公告等について

	医療法人	社会医療法人	社会福祉法人	NPO法人	一般社団（又は財団）法人	公益社団（又は財団）法人	学校法人	株式会社
根拠法	医療法	医療法	社会福祉法	特定非営利活動促進法	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律	私立学校法	会社法
種類	財産目録 貸借対照表 損益計算書 (51条)	財産目録 貸借対照表 損益計算書 (51条) ※社会医療法人債発行法人にあつては、キャッシュ・フロー計算書、純資産変動計算書、附属明細書が追加	財産目録 貸借対照表 収支計算書 (44条)	財産目録 貸借対照表 活動計算書 (27条)	貸借対照表 損益計算書 附属明細書 (123条、199条)	同左	財産目録 貸借対照表 活動計算書 (47条)	貸借対照表 損益計算書 附属明細書 その他法務省令で定めるもの (435条)
行政庁への届出	○ (52条)	○ (52条)	○ (59条、社会福祉法施行規則9条)	○ (29条)	—	○ (22条)	○ (私立学校振興助成法14条) ※補助金の交付を受ける学校法人	—
各法人における公開請求への対応	○ (51条の2)	○ (51条の2)	○ (44条)	○ (28条)	○ (129条、199条)	○ (21条)	○ (47条)	○ (442条)
請求の対象者	社員、評議員、債権者	一般市民	福祉サービス利用者 利害関係人	社員 利害関係人	社員、債権者	一般市民	在学者 利害関係人	株主、債権者
公告	—	—	○ (通知により、インターネットを活用した公表を義務化)	—	○ 貸借対照表 ※大規模一般社団（又は財団）法人（負債額200億円以上）にあつては、貸借対照表及び損益計算書 (128条)	○ 同左	—	○ 貸借対照表 ※大会社（資本金5億円以上又は負債額200億円以上）にあつては、貸借対照表及び損益計算書 (440条)